

新築住宅に関する住宅版エコポイント制度(案)の概要

平成 21 年度追加経済対策に位置づけられた『住宅版エコポイント制度』のうち、エコ住宅の新築に関する制度(案)概要は以下のとおり。

1 ポイント発行対象となる住宅

(1)省エネ法のトップランナー基準（省エネ基準+ α （高効率給湯器等））相当の住宅

（注）省エネ法では、戸建て住宅に関するトップランナー基準を定めている。

共同住宅に関し、トップランナー相当の基準を年内に策定する予定。

(2)省エネ基準（平成 11 年基準）に適合する木造住宅

2 エコポイント数

標準的な住宅の場合、1戸当たり30万程度のポイントを設定

3 留意点

(1)平成 22 年 1 月 1 日以降に着工した住宅から対象とする。

(2)補正予算の成立日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された住宅が対象となる。

(3)事前に登録住宅性能評価機関等において、省エネ性能の評価を行う必要がある。

<参考>

	制度	証明書類	発行機関	木造住宅 (等級 4)	その他の住宅 (トップランナー基準相当)	
					一戸建て	共同建て
①	性能表示制度	住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関	○	—	—
②	長期優良住宅	認定通知書	所管行政庁	○	—	—
③	長期優良住宅	適合証	登録住宅性能評価機関	○	—	—
④	省エネラベリング	住宅事業主基準に係る適合証	登録建築物調査機関	○	○	—
⑤	フラット 35 S	適合証明書	適合証明機関	○	○	—
⑥	住宅版エコポイント	(仮)エコポイント対象工事証明書	登録住宅性能評価機関	○	○	○

4 その他

リフォーム工事に関する住宅版エコポイントの概要については、詳細が決まり次第周知する予定。